

○南相馬市スポーツセンター条例施行規則

平成23年12月28日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市スポーツセンター条例(平成18年南相馬市条例第201号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 南相馬市スポーツセンター(以下「センター」という。)の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用(以下「指定管理料」という。)に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定基準
- (9) その他市長が定める事項

(指定申請書の提出等)

第3条 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第5条 条例第9条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) センターの管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項

- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(最長継続利用期間)

第6条 センターの利用を許可する期間は、指定管理者が特に必要と認める場合を除き、一の申請につき、最長5開館日とする。

(利用許可申請)

第7条 条例第15条第1項の規定によりセンターの利用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南相馬市スポーツセンター利用許可申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、センターを個人で利用する場合には、当日口頭により申請することができる。

- 2 前項の申請書は、利用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、センターの利用許可の申請について、当該施設を利用しようとする日の属する月の1月前の初日(1月にあっては、4日)から、別に定める方法によりその予約の受付を行い、最も早く予約をした者を予約申請者に決定するものとする。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(利用許可書等の交付等)

第8条 指定管理者は、センターの利用を許可したときは、南相馬市スポーツセンター利用許可書(様式第3号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。ただし、前条第1項ただし書に規定する個人利用に係る申請にあっては、南相馬市スポーツセンター個人利用券(様式第4号。以下「利用券」という。)の交付をもって利用許可に代えるものとする。

- 2 センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターを利用するときは、利用許可書又は利用券を携帯し、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用許可の変更手続)

第9条 利用者は、前条第1項本文の許可に係る事項を変更しようとするときは、南相馬市スポーツセンター利用変更申請書(様式第5号)に、利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する許可に係る事項の変更を許可したときは、南相馬市スポーツセンター利用変更許可書(様式第6号)を申請者に交付する。

(利用取消しの申出)

第10条 利用者は、センターの利用の取消しをしようとするときは、遅滞なくその旨を指定管理者に申し出なければならない。

(設備設置の許可手続)

第11条 利用者は、センター内で特別な設備をしようとするときは、南相馬市スポーツセンター設備設置許可申請書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する設備の設置を許可したときは、南相馬市スポーツセンター設備設置許可書（様式第8号）を利用者に交付するものとする。

（利用料金の納付）

第12条 条例第21条第3項ただし書に規定する指定管理者が特に認めるときは、次に掲げるときとする。この場合において、利用者は指定管理者が指定する期限まで利用料金を納付しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (2) 指定管理者が利用するとき。
- (3) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

（利用料金の減免及びその手続）

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合で、条例別表に規定する非営利目的の場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の利用料金を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 市が主催し、又は主体となって他の地方公共団体若しくは公共的団体と共催して行う競技大会又は体育若しくはスポーツ行事のために利用する場合 全額
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する体育の日に、市民が行うスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第23条に規定する事業及び行事のために利用する場合 全額
- (3) 市が主催し、又は主体となって他の地方公共団体と共催して行う行事若しくは事業のために利用する場合 全額
- (4) 利用者が市内の幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の児童生徒又はこれに準ずる者で、教育課程に基づく教育活動（部活動を含む。）として利用する場合 全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が市長と協議の上定める額

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、申請書を提出する際、併せて南相馬市スポーツセンター利用料金減免申請書（様式第9号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の返還及びその手続）

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、利用料金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 市において公用又は公共用に供する必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 全額
- (2) 利用者の責めによらない理由により利用ができなくなったとき 指定管理者が市長と協議の上定める額
- (3) 利用開始1月前までに利用の取消しについて申出があったとき 半額

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとするときは、南相馬市スポーツセンター

利用料金返還申請書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の守るべき事項）

第15条 利用者は、センターの利用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷しないこと。
- (2) センター内の清潔及び整頓を保持すること。
- (3) センター内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次条に規定する指定管理者の指示する事項

（指定管理者の指示等）

第16条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、利用に関し必要な指示をし、又は利用の状況を調査することができる。

（利用後の措置）

第17条 利用者は、センターの利用を終了し、又はセンターの利用の許可を取り消されたときは、センターを清掃し、及びセンター内に特別な設備を加えた場合にあっては原状に復した後、これを指定管理者に引き渡さなければならない。

（物品販売等の許可の申請）

第18条 条例第18条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為をセンターにおいて行おうとする者（以下「物品販売等申請者」という。）は、南相馬市スポーツセンター物品販売等許可申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、南相馬市スポーツセンター物品販売等許可書（様式第12号）を物品販売等申請者に交付し、許可しないときは、その旨を通知するものとする。

（利用許可の取消し等）

第19条 指定管理者又は市長は、条例第20条第1項の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、南相馬市スポーツセンター利用（取消・制限・停止）決定書（様式第13号）により通知するものとする。

（市長による管理）

第20条 第6条から第17条まで、前条及び様式第2号から様式第10号までの規定は、指定管理者に代わって、市長がセンターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条から第11条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者が市長と協議の上定める額」とあるのは「市長が定める額」と、第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者が市長と協議の上定める額」とあるのは「市長が定める額」と、第15条から第17条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と、様式第2号から様式第10号まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、南相馬市スポーツセンター条例施行規則（平成18年南相馬市教育委員会規則第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名



南相馬市スポーツセンター条例第6条第1項の規定に基づき、南相馬市スポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明書

様式第2号（第7条関係）

	※許可	年	月	日	No.
--	-----	---	---	---	-----

南相馬市スポーツセンター利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

申請者 住所(所在地)_____

団体名_____

代表者名_____

利用中責任者名_____

連絡電話〔勤・自〕_____

次のとおり利用したいので申請します。

1	利用目的	大会・行事名				※ 利用 料金
2	利用区分					
3	入場料徴収の有無					
4	利用場所及び利用日時		年 月 日 時 分～ 時 分	時間	円	
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
5	利用設備及び利用日時		年 月 日 時 分～ 時 分	時間	円	
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
6	入場予定人員	人	※領収証番号	第	号	
7	その他参考事項					
※受付年月日		年 月 日	※受付者		※利用料金合計	円
※許可の条件						
※決裁						

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものの記号を○で囲んでください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 利用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。1時間に満たないものは1時間とします。

様式第3号（第8条関係）

	※許可	年	月	日	No.
--	-----	---	---	---	-----

南相馬市スポーツセンター利用許可書

年 月 日

申請者 住所(所在地)_____

団体名_____

代表者名_____

利用中責任者名_____

連絡電話〔勤・自〕_____

指定管理者 印

次のとおり南相馬市スポーツセンターの利用を許可します。

1	利用目的			大会・行事名			※ 利用 料金					
2	利用区分											
3	入場料徴収の有無											
4	利用場所 及び利用 日時		年	月	日	時	分	～	時	分	時間	円
			年	月	日	時	分	～	時	分	時間	
			年	月	日	時	分	～	時	分	時間	
			年	月	日	時	分	～	時	分	時間	
			年	月	日	時	分	～	時	分	時間	
5	利用設備 及び利用 日時		年	月	日	時	分	～	時	分	時間	円
			年	月	日	時	分	～	時	分	時間	
			年	月	日	時	分	～	時	分	時間	
			年	月	日	時	分	～	時	分	時間	
			年	月	日	時	分	～	時	分	時間	
6	入場予定 人員	人		※領収証番号		第			号			
7	その他参 考事項											
※受付年月日		年	月	日	※受付者				※利用料金 合計		円	
※許可の条件												

注意事項

- 1 施設に入場するときは、本許可書を係員に提示すること。
- 2 本許可書を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- 3 利用中といえども南相馬市スポーツセンター条例及び関係規則に違反したときは、利用を中止させることがあるので注意すること。

様式第4号（第8条関係）

（その1）

↑ 3cm ↓	NO. 年 月 日 南相馬市スポーツセン ター個人利用券 1回券 大人 円
	指定管理者

← 5.75cm →

↑ 3cm ↓	NO. 年 月 日 南相馬市スポーツセン ター個人利用券 1回券 高校生 円
	指定管理者

← 5.75cm →

↑ 3cm ↓	NO. 年 月 日 南相馬市スポーツセン ター個人利用券 1回券 小中学生 円
	指定管理者

← 5.75cm →

備考 番号は、種別ごとに一連番号とする。

(その2)

3cm	NO. 年 月 日
	南相馬市スポーツセン ター個人利用券
	回数券 大人 円
	指定管理者

5.75cm

3cm	NO. 年 月 日
	南相馬市スポーツセン ター個人利用券
	回数券 高校生 円
	指定管理者

5.75cm

3cm	NO. 年 月 日
	南相馬市スポーツセン ター個人利用券
	回数券 小中学生 円
	指定管理者

5.75cm

備考

- 1 一冊は、12枚つづりとする。
- 2 番号は、種別ごとに一連番号とする。

様式第5号（第9条関係）

南相馬市スポーツセンター利用変更申請書 年 月 日									
指定管理者					住所(所在地)_____ 団体名_____ 申請者 代表者名_____ 利用中責任者名_____ 連絡電話〔勤・自〕_____				
年 月 日付け(第 号)で許可のあった内容を、次のとおり変更 したいので申請します。									
変更の内容		変更前				変更後			
変更の理由									
利用料金		納付済額		円（減免 /100）					
		追加額		円（減免 /100）					
添付書類		南相馬市スポーツセンター利用許可書							
次のように決定してよいか伺います。									
				決定区分	1	許可する	2	許可しない	
				許可	年 月 日				

記入上の注意

- 1 太線内は記入しないでください。
- 2 利用時間は準備及び撤去の時間を含めて記載してください。1時間に満たないものは、1時間とします。

様式第6号（第9条関係）

南相馬市スポーツセンター利用変更許可書 年 月 日 様 指定管理者 ㊟ 次のとおり許可します。		
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
許可の条件		
利用料金	納付済額	円（減免 /100）
	追加額	円（減免 /100）
注意事項	1 施設に入場するときは、本許可書を係員に提示すること。 2 本許可書を他人に譲渡又は貸与しないこと。 3 利用中といえども南相馬市スポーツセンター条例及び関係規則に違反したときは、利用を中止させることがあるので注意すること。	

様式第7号（第11条関係）

南相馬市スポーツセンター設備設置許可申請書 年 月 日									
指定管理者 住所(所在地) _____ 団体名 _____ 申請者 代表者名 _____ 連絡電話〔勤・自〕 _____									
次のとおり 設備を設置したいので図面を添えて申請します。									
設置の目的									
設置の場所									
物件名及び施設設備の構造									
設置の面積及び延長	面積	平方メートル							
	延長	メートル							
設置予定日時	年 月 日（ 曜） 午 時 分から 年 月 日（ 曜） 午 時 分まで								
設置施行責任者氏名	住所								
	氏名	（電話 局 番）							
体育施設損傷の有無	有	無	程度						
電気利用の有無	有	無	kW 時間						
その他参考事項									
添付書類 設置物件平面・立面図									
次のように決定してよいか伺います。									
				決定区分	1	許可する	2	許可しない	
				許可	年 月 日				

※ 太線内は記入しないでください。

様式第8号（第11条関係）

南相馬市スポーツセンター設備設置許可書				
年 月 日				
様				
指定管理者 ㊟				
年 月 日付けで申請のあった 設備の設置について、次のとおり許可します。				
設置の目的				
設置の場所				
物件名及び施設設備の構造				
設置の面積及び延長	面積	平方メートル		
	延長	メートル		
設置予定日時	年 月 日（ 曜） 午 時 分から 年 月 日（ 曜） 午 時 分まで			
設置施行責任者氏名	住所			
	氏名	(電話 局 番)		
体育施設損傷の有無	有	無	程度	
電気利用の有無	有	無	kW 時間	
その他参考事項				
許可の条件及び指示事項				
注意事項	1 設置者は、この許可書を係員に提示すること。 2 本許可書を他人に譲渡又は貸与しないこと。 3 設置中といえども南相馬市スポーツセンター条例及び関係規則に違反したときは、設置を中止させることがあるので注意すること。			

様式第9号（第13条関係）

南相馬市スポーツセンター利用料金 減免申請書				
年 月 日 指定管理者 住所(所在地) 申請者 団体名 代表者名 南相馬市スポーツセンターの利用について、次によりその利用料金の減免を受けたいので申請します。				
利用目的				
大会・行事の名称		利用予定年月日	年 月 日	
利用料金の減免申請の理由				
利用料金	減免の根拠	減免率	減免金額	減免後の利用料金
円		100	円	円

様式第10号（第14条関係）

南相馬市スポーツセンター利用料金 返還申請書			
年 月 日 指定管理者 申請者 住所(所在地) 団体名 代表者名 ㊟ 先に納付した南相馬市スポーツセンターの利用料金を次により返還されたいので申請します。			
施設の名称		利用予定年月日	年 月 日
許可番号		許可年月日	年 月 日
既納の利用料金	円	利用料金納付年月日	年 月 日
利用料金の返還を申請する理由			
利用料金	返還の根拠	返還率	返還金額 返還後の利用料金
円		100	円 円

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

南相馬市スポーツセンター物品販売等許可申請書

南相馬市長

申請者 住所(所在地) _____
団体名 _____
代表者名 _____
連絡電話〔勤・自〕 _____

南相馬市スポーツセンターにおいて次の行為をしたいので申請します。

事業(催物)名称		
利用施設名		
物品販売等の行為	利用日時及び区分	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
	行為場所	
	行為目的	
	行為責任者	住所
		氏名
	行為内容	
	備考	

1 利用許可書・利用変更許可書を添付してください。

様式第12号（第18条関係）

第 号
年 月 日

南相馬市スポーツセンター物品販売等許可書

様

南相馬市長



年 月 日付けで申請のあった南相馬市スポーツセンターの物品販売等については、次のとおり許可します。

事業(催物)名称		
利用施設名		
物品販売等の行為	利用日時及び区分	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
	行為場所	
	行為目的	
	行為責任者	住所
		氏名
	行為内容	
備考		

様式第13号(第19条関係)

第 号
年 月 日

南相馬市スポーツセンター利用(取消・制限・停止)決定書

様

指定管理者
(南相馬市長



年 月 日付けで許可した南相馬市スポーツセンターの利用については、南相馬市スポーツセンター条例第20条第1項の規定により次のとおり(取消・制限・停止)します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用施設名			
許可番号			
許可内容			
取消・制限・停止の内容			
取消・制限・停止の理由			
摘要			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。